

令和 4 年 第 1 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 令和 4 年 1 月 12 日

閉会 令和 4 年 1 月 12 日



熊本県芦北町議会

令和4年第1回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
1・12	水	本会議（開 会） 議案審議 （閉 会）

目 次

第1号（1月12日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
	第1 会議録署名議員の指名	5
	第2 会期の決定について	5
	第3 町長の提案理由説明	5
	第4 議案第1号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	6
7	閉 会	9

令和4年第1回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年1月12日
午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長の提案理由説明
- 第4 議案第1号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第6号）
(閉 会)

2 出席議員（15人）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 楠原清照君 | 2番 長口隆君 |
| 3番 林田耀宏君 | 4番 坂本登君 |
| 5番 宮内道則君 | 6番 寺本順一君 |
| 7番 古村逸男君 | 8番 白坂康浩君 |
| 10番 元山秀志君 | 11番 平松洋一君 |
| 12番 川尻成美君 | 13番 寺本修一君 |
| 14番 岡部恵美子君 | 15番 草野安道君 |
| 16番 宮尾秀行君 | |

3 欠席議員（1人）

- 9番 前田徹一君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 竹崎一成君 | 副 町 長 藤崎正司君 |
| 教 育 長 岩田繁義君 | 総 務 課 長 松本俊造君 |
| 企画財政課長 川尾敏浩君 | 税 務 課 長 長崎十三男君 |
| 住民生活課長 福井成昭君 | 福 祉 課 長 池田康浩君 |
| 健康増進課長 田中公広君 | 農林水産課長 佐竹貴幸君 |
| 商工観光課長 釜辰信君 | 建 設 課 長 鎌倉博之君 |
| 上下水道課長 平田秀臣君 | 教 育 課 長 白坂達也君 |
| スポーツ・文化振興課長 内田照也君 | コミュニティセンター課長 志水哲治君 |

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田貴司君 次長(課長補佐) 窪田和彦君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

定刻より少々前ですけれども、全員おそろいですので、ただいまから令和4年第1回芦北町議会臨時会を開会します。

前田君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、寺本修一君及び14番、岡部君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 新年あけましておめでとうございます。議員諸氏におかれましては、ますます御健勝にて御活躍されんことを心より念じております。

さて、本日ここに、芦北町議会臨時会の招集を申し上げましたところ、各位におかれましては、御出席を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、多くの方々の生活に影響が及んでいることへの対応として、子育て世帯への臨時特別給付金並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を主とした令和3年度芦北町一般会計補正予算を議案として提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第4 議案第1号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、議案第1号「令和3年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

議案第1号、令和3年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,467万1,000円を追加し、総額を166億8,260万1,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から説明いたします。

予算書は9ページをお開きください。

款3民生費です。項1目1社会福祉総務費の3億558万9,000円は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業で、節1報酬から節12委託料までは支給に係るシステム改修や、通知に係る郵便料などの事務費分で、総額878万9,000円と、節18負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金2億9,680万円です。

項2目1児童福祉総務費の1億503万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響より苦しんでいる子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、クーポン給付に替えて、子ども1人当たり5万円の現金を支給する、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）事業で、12月に支給した先行給付に続いての追加給付になります。

節1報酬から節12委託料までは、支給に係るシステム改修や通知に係る郵便料などの事務費で、総額253万1,000円と、節18負担金補助及び交付金の臨時特別給付金（追加給付金）1億250万円です。

予算書は10ページになります。

項4目3豪雨災害対策費の80万円は、仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいの被災者の住まいの再建が進み、転居費用8件分が不足する見込みとなったために増額するものです。

次に、款4衛生費です。項1目9豪雨災害廃棄物処理費の2億325万1,000

0円は、令和2年7月豪雨災害による災害廃棄物処理業務において、公費解体等による災害廃棄物の処分量が見込みより増え、令和2年度から繰り越した予算が不足するため、不足分を現年度で計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は8ページになります。

款14国庫支出金です。項2目2民生費国庫補助金の4億1,062万円は、令和3年度子育て世帯の臨時特別給付（追加）給付事業のうち、特別給付金に係る補助金1億250万円と、その事務費に係る補助金の253万1,000円です。及び住民税非課税世帯等へ支給する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）3億558万9,000円です。

目3衛生費国庫補助金の1億162万5,000円は、増加した災害廃棄物処理業務に係る災害等廃棄物処理事業費補助金です。

款15県支出金です。項2目1総務費県補助金の80万円は、仮設住宅やみなし仮設住宅からの転居費用に係る球磨川流域復興基金です。

款18繰入金です。項2目12財政調整基金の2万6,000円は、災害廃棄物処理業務へ充当する財政調整基金です。

款21町債です。項1目8災害復旧債の1億160万円は、災害廃棄物処理業務に係る災害廃棄物処理対策事業債です。

予算書の4ページをお願いします。

第2表地方債補正について、説明いたします。新たに災害廃棄物処理対策事業債を1億160万円追加するものです。起債の方法、利率や償還方法については、表に記載のとおりです。

なお、11ページから13ページには給与費明細書を、また14ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本修一君。

○13番（寺本修一君） オミクロン株が急速に拡大いたしておりますが、感染力は強くて弱毒化ということで、少し安心しているところですが、それに伴いまして、子育て世帯への臨時特別給付につきまして、当初、政府は5万円を現金、あとの5万円をクーポン券というようなことで打ち出しておりましたが、現金支給も可能であるというようなことで、県下の市町村でも天草市を除いて全て10万円現金給付になったようでございますが、そこでお尋ねをいたします。現金にしますと、預貯金に回るんじゃないだろうか、あるいは親の遊興費に使われるんじゃないかというよう

な懸念等がありますし、クーポン券を配布しますと、地元の経済効果が大であるというようなことですが、それぞれ十分、執行部とされましては検討されたと思いますが、1回目も2回目も現金給付ということになった、その経過と結果につきまして説明をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えいたします。

子育て世帯の支出につきましては多様であることから、用途の利便性を重視し、自由度が高い現金給付にしたところではあります。国は高校生以下の卒業・入学、新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる5万円相当のクーポンの給付を基本としております。しかし、給付対象児童は未就学児、小学生、中学生、そして高校生も含まれ、それぞれの用途も多様であると認識しております。

例で申し上げますと、ベビー用品、育児サービス、制服や体操服、教材、学習塾等も含む習い事、部活動に係る用具や、通学に係る定期等、様々であると予想されることから、用途の利便性を勘案し、自由度が高い現金給付としたところではあります。

また、少数ではございますが、障がい児施設入所の児童につきましては、クーポン活用のニーズが低く、日常生活に必要なおむつ代等の実費負担に活用できる現金の支給が望ましいという御意見もありました。こういったことを勘案いたしまして、現金給付といたしたところではあります。

以上です。

○13番（寺本修一君） はい。了解しました。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。楠原君。

○1番（楠原清照君） お尋ねいたします。

9ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、並びに10ページの子育て世帯への臨時特別給付金、追加給付金ですね。これの概ねの支給時期といえますか、支給時期を分かればお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） まずもって、子育て世帯への給付金でございます。追加給付につきましては、先行給付を12月24日に給付しております。その分につきましては、今月末を予定しております。

なお、申請をされる方につきましては、随時支給を行っていきたくと考えております。

また、住民税非課税世帯等に関する臨時給付金につきましては、本予算成立後、システム改修等を行いまして、通知等を行いまして、2月下旬から3月上旬の支給を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回芦北町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員